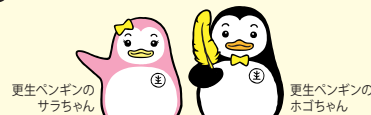


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和7年
8月

Vol.18



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-3 6階
電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

拘禁刑の創設について

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構の皆様には、日頃より当所の運営に御理解と御協力を賜り、受刑者のみならず、労役場留置者に対しても、その円滑な社会復帰に多大なる御支援をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

さて、令和7年6月1日より施行された刑法等の一部を改正する法律により、新たな刑罰「拘禁刑」が創設されたことに伴い、矯正処遇の在り方にも大きな変化が求められています。以下に、拘禁刑下における矯正処遇の概要について御説明させていただきたいと思います。

①受刑者の必要性に応じた作業の実施

改正前刑法における懲役刑では、「所定の作業を行わせる。」ことが規定されていました。また、同じく禁錮刑では、作業を行う刑法上の義務はなく、本人の申し出に基づき、作業を実施していました。これらの刑を拘禁刑に一本化し、拘禁刑では、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」と規定されました。これにより、作業の実施は刑の前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能になりました。

②作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

「必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行う。」ということは、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、作業と指導を適切に組み合わせ、その特性に応じた働き掛けを展開する必要があるということです。そのため、これまで心理専門官等が一人で実施していた処遇調査について、心理専門官を中心としつつも、福祉専

門官等多職種の職員が連携して処遇調査を実施するなどし、多角的な視点で調査を実施することが求められています。また、24の矯正処遇課程を新設（又は改称）することで、個々の受刑者の特性を広く職員が理解した上で、必要な矯正処遇を実施することができるようになりました。

③作業を含む受刑生活への動機付けの強化

拘禁刑下では、作業が矯正処遇の一環として位置づけられ、受刑者自身がその意義を理解し、主体的に取り組むことが求められます。作業の名称も、「生産作業」や「自営作業」から、「基礎的作業」、「機能別作業」へと変更され、その目的や意義が明確化されました。「基礎的作業」では職業上の基礎能力を育成し、「機能別作業」ではコミュニケーション能力やチーム参加能力の向上、さらには高齢者等に対する認知機能や身体機能の維持・向上を目的とした作業も含まれています。加えて、刑執行開始時には、作業についての説明（第一次動機付け）、作業指定後には、面接による目標設定（第二次動機付け）、その後は、定期的な自己評価と目標再設定（第三次動機付け）を通じて、受刑者の動機付けを維持・強化し、円滑な社会復帰を促進します。

このように、矯正行政は大きな変革期を迎えておりますが、当所は、これからも皆様のお力を借りながら、受刑者等の改善更生や社会復帰に向けて、より一層尽力して参りますので、今後とも温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

千葉刑務所長

菊地 康司



通常総会を開催しました

令和7年5月20日に千葉市生涯学習センターにおいて令和7年度の通常総会を開催しました。当日は179名(本日出席39名、表決書提出107名、委任状出席33名)のご出席をいただき、令和6年度「事業報告書」及び「活動計算書」を含む決算書類について審議が行われ、全ての議題についてご承認いただきました。

令和6年度「事業報告書」から抜粋して、活動内容をお知らせします。
※事業報告書と活動計算書は当機構ホームページ(URL <https://www.chibakenkikou.jp>) で公開しております。



1. 更生保護就労支援事業について

法務省の「更生保護就労支援事業」については、令和6年度で11年目の受託となりました。

(1) 就職活動支援

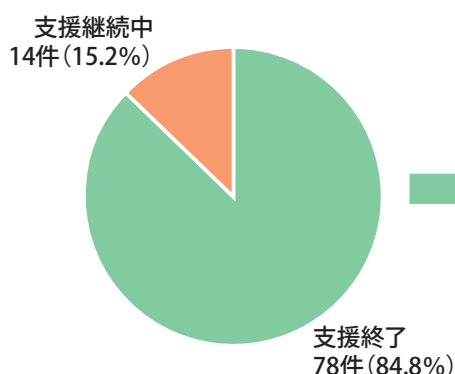
【活動結果】

受託目安件数	受託件数	就職件数	未就職	翌年度継続
80	92	50	28	14

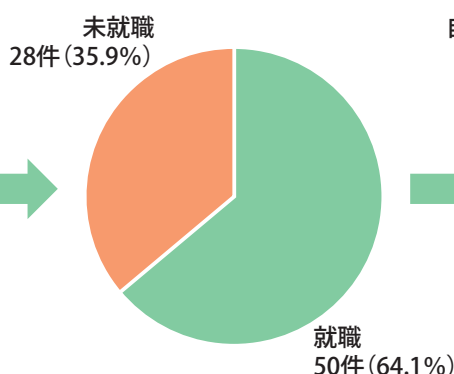
【就職した50件の就職業種】

建設	サービス	運送	飲食	介護福祉	製造	卸小売	その他
28	4	3	4	2	0	0	9

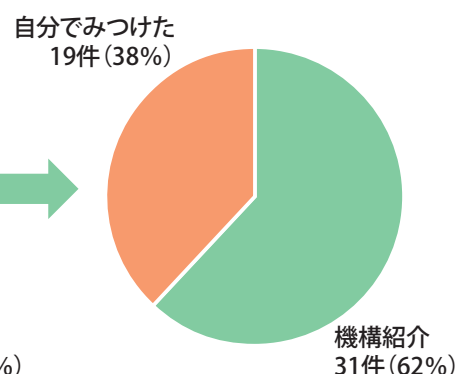
受託92件の取組結果



支援終了78件の就職状況



就職50件の機構紹介状況



(2) 職場定着支援

【活動結果】

受託目安件数	受託件数
50	49





2. 無料職業紹介事業について

令和3年5月に開設した「千葉県就労支援事業者機構無料職業紹介所」の事業として、従来の保護観察期間中の支援担当者に加え、地方検察庁、児童相談所、児童自立支援施設、弁護士会等から要請のあった人に対しても就職先の斡旋を行いました。

【活動結果】

案件数	就労数
16	11

【過去4年間の取組実績】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取組件数	3	7	16	16

3. 地区協力雇用主会の活性化について

令和3年度から千葉保護観察所のご支援もいただき、新たな地域ネットワークづくりの活動を行っております。「地区協力雇用主会」の再組織化、活性化については、地区保護司会や協力雇用主へ働きかけを行いました。

地区協力雇用主会は26の保護観察区に対して実際に活動しているのは8地区しかありません。今後はこれを全保護観察区に拡げていけるよう活動していきます。

■活動中の地区協力雇用主会：稲毛地区・柏地区・松戸地区・船橋地区・鎌ヶ谷地区・旭地区・野田地区・市原地区

4. 会員増強活動について

会員の皆様や県内の経済団体から会員をご紹介いただく「会員紹介活動」を継続し、二種及び賛助会員の増強に努めました。活動結果は右表の通りで、令和6年度は38先の新規会員をお迎えし、残念ながら退会もございましたが、会員数は二種会員・賛助会員合わせて18先の増加となりました。引き続き会員の皆様からのご紹介をお待ちしております。

【会員種別内訳 総数389(令和7年3月末)】

正会員		
第一種会員	事業者団体	6
第二種会員	一般の事業者	215
第三種会員	各地区協力雇用主会	18
第四種会員	事業者以外の個人、法人または団体	36
賛助会員	個人、法人または団体	114

【新規入会数と会員総数の推移】

	新規入会		会員数	
	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員
平成30年度	7	1	108	117
令和元年度	5	2	110	117
令和2年度	14	4	121	120
令和3年度	29	8	144	111
令和4年度	50	12	185	121
令和5年度	20	5	198	113
令和6年度	30	8	215	114



5. 雇用協力事業者の増加を図る事業について

新規に協力雇用主として千葉保護観察所に登録された事業者に対しては、原則として訪問により制度説明、事業実態や求人希望の確認を行いました。令和6年度は95先に開拓活動を行い、新規登録数は74件、協力雇用主数は984事業者となりました。

【千葉保護観察所協力雇用主登録数 984事業者(令和7年3月末)】

建設業	636	製造業	41
サービス業	75	飲食業	19
運送業	58	小売業	13
医療福祉	47	農業	10
電気・ガス	44	その他	41

6. 助成金の支給状況について

当機構では、刑務所出所者等を採用いただいた雇用主や、就労支援対象者に対して助成金や見舞金、地区協力雇用主会活性化のための活動資金への助成金を支給しています。

(1) 雇用協力事業者への給与支払の助成事業

刑務所出所者等を3ヶ月以上雇用した事業者に対し、給与と助成として1件あたり3万円を支給しました。

助成金支給実績26件／780,000円

(2) 刑務所出所者等への就労支援事業

刑務所出所者等の就職活動に際しての交通費や諸費用、所持金の少ない就職内定者に対して支度金や当面の生活資金等を援助しました。

助成金支給実績17件／89,000円

(3) 雇用協力事業者への見舞金事業

刑務所出所者等を雇用し、業務外の損害が発生した場合の見舞金について、支援対象者の離職に伴い発生した損失、生活用品購入費用等を支給しました。

助成金支給実績2件／330,000円

(4) 地区協力雇用主会への助成事業

地区協力雇用主会再立ち上げ及び研修等の活動資金を助成しました。

助成金支給実績3件／30,000円

7. その他

当機構ではこの他に、協力雇用主研修会(参加者58名)、新規協力雇用主研修会(参加者20名)、協力雇用主情報交換会(参加者15名)の開催等様々な活動を行いました。

当機構ホームページ(URL <https://www.chibakenkikou.jp>) にバックナンバーを掲載しておりますので是非ご覧ください。

令和7年度の活動について

■前年度に引き続き、就労支援事業を中心に次の5つを柱として活動します。

- ① 法務省から受託した「更生保護就労支援事業」の遂行のため、各地区保護司会やハローワーク等の関係機関と緊密に連携してきめ細かな就職活動支援と職場定着支援活動を実施する。
- ② 保護司会及び協力雇用主等と連携して、各地区協力雇用主会の再組織化と活性化に努めるとともに、地域内の刑余者にかかわる福祉関連支援団体等との連携を図り、地域支援連携の拡充を図る。
- ③ 法務省受託事業対象外の犯罪者や非行少年等についても、関係機関からの要請により「無料職業紹介事業」として幅広い就労支援を実施する。
- ④ 機構の財政基盤強化のため、二種会員、賛助会員の増強を図る。
- ⑤ ホームページや広報紙を利用した情報発信により世論の啓発に努め、事業活動の透明性を高める。

事業費予算は、総額15,219千円



特定非営利活動法人(NPO 法人)としての事業費は 7,089 千円。この費用には雇用協力事業者や支援対象者に対する助成金合計 1,913 千円を含むほか、地区協力雇用主会に対する働きかけや関連諸団体との連携に係る活動費、広報紙やホームページを活用した広報活動費、これに人件費やその他の経費を加えて計上しています。

一方、法務省からの受託業務に係る費用は、当機構就労支援事業所の経費として、受託料の全額 8,130 千円を見込んでいます。支援活動に携わる人件費のほか、支援対象者との面接に係る交通費、通信費に加え、協力雇用主研修会等の開催費用を含んでいます。

活動計画の詳細は当機構のホームページに「令和7年度事業計画書」を掲載していますので是非ご覧ください。

協力雇用主会の活動

市原からはじまる、社会への“居場所”づくり

市原地区更生保護協力雇用主会 会長 笠原 貞子

日頃より、千葉県就労支援事業者機構の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

市原地区更生保護協力雇用主会は、発足から2期目を迎えました。まだ始まったばかりの会ではありますが、少しずつ、皆さまのあたたかいご理解とご協力のおかげで、就労支援の輪が広がってきていることを実感しています。

私たちは、出所者や保護観察中の方など、さまざまな背景をもつ方々の社会復帰を、雇用という形で支えています。最初は不安を抱えた様子でも、仕事に取り組むうちに少しずつ前向きになっていく姿を見ると、雇用する私たちのほうが元気をもらうこともあります。

私たちの地元・市原市は、千葉県中央部に位置し、人口は約 26.4 万人。県内では柏市に次いで第6位の規模を持つ都市です。製造品出荷額では全国第3位を誇る工業都市であると同時に、周辺地域の商業圏も支える地域の中心として発展してきました。

そうした地域の特色を生かしながら、私たちは現場での具体的な活動も進めています。たとえば、市原青年矯正センターでは塗装教室を実施し、技術の習得や仕事への意欲づくりを支援しています。こうした取り組みは、企業・支援機関・地域が一体となって行うからこそ、実を結ぶものだと感じています。

これからも、地域に根ざした支援を大切にしながら、一人でも多くの方が社会の中で自分の力を発揮できるよう、活動を続けてまいります。そして、私たちの取り組みを通じて、県内各地にも雇用主会の輪が広がっていくことを心より願っております。

引き続き、皆さまのご理解とご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

**罪を反省した人の立ち直りには
「職場」という「居場所」と「出番」が必要です。**

罪を反省した人が立ち直るために、「職場」という安定した「居場所」と自らの技能、活動の機会である「出番」を通して、「罪」に対する責任と出向の責任を自覚し、社会復帰を目指す。

市原地区更生保護協力雇用主会が、罪を反省した人を新しい居場所として迎えるための活動を紹介します。

Q 「居場所」と「出番」の違いは?

A 「居場所」とは、安心して暮らせる場所。「出番」とは、活躍の機会のこと。

「居場所」

犯罪を犯した人を受け入れるための居場所。心身のケア、生活の安定、社会復帰の準備などを行います。

「出番」

犯罪を犯した人を受け入れるための居場所。心身のケア、生活の安定、社会復帰の準備などを行います。

「保護司ってどんな人?」

保護司の役割は、犯罪や再犯をした人たちが再び犯罪を犯さないよう、その立ち直りを支援することです。また、犯罪を犯した人の再犯や再行をできる限り少なくするために、当該大臣からの要請を受けた主幹官が7000人の保護司が活動しています。

「どんなサポートをしてくれるの?」

保護司は協力雇用主の方々と協力し、犯罪を犯した人への社会的な活動の機会を提供し、スムーズに社会復帰ができるよう支援しています。

**協力雇用主である企業は
居住場所の提供も可能としています**

「居場所」として一般的に考えられるのは、「家庭」「学校」「職場」「地域」です。しかしながら、職場などが原因で居場所がなくなったり、家庭内で虐待が起こっていたり、高校を途中で中退してしまったり、地域に戻っても思い通りに生活できない状況下で、在籍者の社会復帰の「居場所」が決して安心できるものではないことが多くあります。犯罪を繰り返さないための大切なことは、安心して暮らせる環境に身を置くことです。市原地区更生保護協力雇用主会では、犯罪を犯した人への社会的な活動の機会を提供し、スムーズに社会復帰ができるよう支援しています。そして、居住先のない者の半数以上が1年未満で再犯に及んでいるという現実があります。我々は、居住場所の提供も可能であり、親身になってサポートしていきます。

市原市の取り組み

市原市では、保護司による受刑者教育や出所者の支援・就業支援、また、犯罪被害者や被害者のケアを通じて再犯を防止することで、世の中から犯罪にさらされる機会のない安全安心な社会づくりを目指して様々な支援活動を行っています。

～もう一度、社会の一員として安心して生きていくために～

**犯罪や非行をした人の立ち直りを支える
雇用という社会貢献**

保護司と協力雇用主が一体となってあなたをサポートします

市原地区更生保護協力雇用主会

就労支援事業所の事例

支援対象者が大きな事故により多額な損害を与えたなか、更生・自立を望む協力雇用主と連携し職場定着が図られた事例。

支援対象者 45 歳男性・罪名殺人未遂・3 号観察。

20 歳の頃にうつ病・不安障害・強迫性障害を患い、精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持していたが現在は解除されている。精神的に不安定な特質を考慮し、より丁寧に寄り沿った支援が必要であった。

【就職活動支援】

希望職種は飲食店・清掃業・運送業、更に両親と暮らす自宅通勤を希望。

会社情報 8 社提供し、建物清掃業者 G 社に採用となる。採用 1 か月後、職場に馴染めず人間関係と仕事が合わない事を理由に離職。

改めて、就労支援再開し 3 社紹介したが、いずれも不調に終わる。その後自ら就職活動するも、事件が実名でネットにさらされていることもあり採用に至らなかった。

本人に実情を説明し納得のうえ、当初希望していた自宅通勤から住込み就労へ範囲を広げ雇用主を紹介したところ、運送会社 M 社に採用となる。同社採用責任者は保護司でもあり、更生保護・自立支援に深い理解を持ち、熱い信頼を寄せている事業者の一人でもある。就労支援が難航し長期化するなか相談に応じてもらい、採用のうえ職場定着支援に移行した。

【職場定着支援】

対象者は、トラブルや辛い出来事が起きると、自らを省みることが不得手で周囲に原因を転嫁する傾向が強い。そのため新しい環境に馴染んで安定した就労を継続することや自立することが非常に困難な状況にあった。

担当者の配慮から、負担の少ない 2 t 車による配送業務に配属した。また業務終了後の会食にも声を掛けコミュニケーションを図るなど親身に対応された。

就労 1 か月経過した頃、納品途中で本人の不注意から自動車事故を起こす。幸いにも人身・対物事故には及ばず自損事故に止まった。本人より『多額の修繕費を個人負担することになる、信頼を失い解雇になる』と謝罪の連絡があった。早速、M 社と連携図る。

M 社には多額の損害を与えることになったが、対象者への自立支援の配慮から担当者は『今辞めてどうする?』などと熱い指導を重ねる。今後、安全運転を励行し仕事に精を出すことを約束させ、本人への個人的請求することなく、また退職させることもなく職場定着させた。

その後担当者からの報告では、事故を乗り越え現在は安全運転に心掛けトラブルなく業務遂行している、また会社近くにマンションを借り通勤負担も軽減され一歩ずつ生活基盤を確立させ安定してきた。周りとも上手く付き合い職場にも溶け込んでいる、採用当初は神経質で不安定に見え、長くは続きそうにないと思っていたがよく乗り越えてくれたと評価されている。

協力雇用主は、支援対象者を単に労働力として雇用するのではなく、各々が抱えている多面的で複雑な問題や悩みを理解し寄り添い、共に立ち直りを目指すところに一緒に連携し支援していくことが大切だと思います。

今回の事例は、支援対象者が大きな事故を起こした。従前であれば本人の資質から離職していたと思われますが、協力雇用主の自立支援への熱い思いから、厳しく優しく指導し速やかな事故対応により雇用を継続し、トラブルを乗り越え職場に馴染ませ職場定着につながったものです。



感謝状を贈呈しました

令和6年度に西船企業さまより当機構へ多額のご寄附を賜り、感謝状を3月11日、当機構渡邊会長より、西船企業(株)木村操会長へ贈呈しました。頂いたご寄附は当機構の就労支援活動をさらに充実させるべく大切に使用させていただきます。

左から渡邊会長
(株)西船企業 木村操会長



表彰状を贈呈しました



当機構の役員として、永年ご協力をいただいた理事の笠原貞子様のご功績に対し、2月20日当機構渡邊会長より表彰状を贈呈しました。



左から渡邊会長
笠原貞子様

当機構早川顧問が「瀬戸山賞」を受賞しました

令和6年10月2日、永年の更生保護就労支援活動の功績に対し、当機構の早川顧問に、更生保護法人日本更生保護協会から「瀬戸山賞」が授与されました。

「瀬戸山賞」とは

法務大臣、文部大臣、建設大臣等の要職を歴任した瀬戸山三男氏は、我が国の更生保護事業に深い理解を示し、永年にわたり、事業の発展に大きく貢献されました。「瀬戸山賞」は、更生保護制度50周年に当たり、平成9年に逝去した瀬戸山氏の遺徳を偲んで、平成11年に創設されたものです。更生保護に関する顕著な功績のあった個人や団体に贈呈されます。



早川顧問

新規会員のご紹介

令和7年1月以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

二種会員 (一般の事業者)	・Human Connect 株式会社 ・株式会社ワークス ・有限会社佐々木工業	・開成ペインテックス株式会社 ・株式会社池本組 ・株式会社市川建設
賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	・株式会社オークスホーム	・株式会社佐山工業

令和7年6月30日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	211	三種会員	18	四種会員	36	賛助会員	115	合 計	386
------	---	------	-----	------	----	------	----	------	-----	-----	-----

入会のご案内

当機構は主に会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労を希望する対象者に対する就労支援、雇用主様への研修活動や助成金の交付を積極的に進めていくためには、その前提となる財務基盤の強化が重要です。引き続き、犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県の治安の改善を目指す私どもの事業を支えてくださる企業、団体及び個人の皆様にご入会いただけますよう会員募集を継続しておりますのでご協力をお願いいたします。

年会費 正会員(二種会員) 1万円以上 賛助会員 2千円以上

入会申込書は、当機構のホームページにあります。ダウンロードしてお使いください。

<https://www.chibakenkikou.jp/joinus/>

人事往来



発令日 令和7年7月1日

新所長 おおやせいじ 大矢政治

7月1日付で新所長に就任しました大矢政治です。
対象者に寄り添い、協力雇用主との連携を密にし、
更生保護に邁進してまいります。